

第3章 計画の推進体制

計画の推進

計画の推進にあたり、広範囲にわたる施策を効果的かつ的確に実施するため、庁内全体で取り組む体制を確立し、さらに積極的に国、県、関係団体との連携を図り、市民一人ひとりの理解と協力を得ながら取り組む体制を整備し、計画の推進を図ります。

1 推進体制の整備

(1) 庁内の体制づくり

庁内推進組織の設置など、計画に基づく取り組みをより具体化、明確化し、男女共同参画を総合的、継続的かつ着実に推進する庁内体制を整えます。

(2) 国、県、他市町村との連携

国、県、他市町村と情報の共有等連携を密にしながら、効果的な計画の推進を図ります。

(4) 市民、関係団体（企業、NPO、NGO等各種団体）との連携、協働

市民、関係団体の理解と協力を得ながら連携・協働し、社会のあらゆる分野において様々な活動を通して、「男女共同参画社会」の実現に向けての自主的かつ積極的な取り組みがなされるよう、情報提供や情報交換を行い、市民が一体となって施策を推進する「市民組織の設立」や「ネットワークの確立」を推進します。

(3) 職員研修の開催

職員一人ひとりが、男女平等の視点を踏まえて様々な施策を実施するよう、男女共同参画社会についての認識を深める研修を行います。

2 計画の進行管理

計画を的確かつ着実に推進するために、施策の推進状況と事業効果等を調査、把握し、その後の推進に反映させます。